



鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）及び小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鶴川駅及び駅周辺の再整備について、甲と乙が協働で、円滑に推進することを目的とする。

（位置及び範囲）

第2条 本協定で再整備を検討する位置及び範囲は、別紙「位置、範囲図」を基本とする。

（検討事項）

第3条 甲と乙が協働で、再整備を推進するために検討する事項（以下「検討事項」という。）は、次の各号とする。

- (1) 北口広場の再整備に関する事項
- (2) 南口の新たな駅前整備に関する事項
- (3) 南北自由通路の整備と駅改良に関する事項
- (4) 鶴川1号及び2号踏切の拡幅・立体化（統合）に関する事項

（推進体制）

第4条 甲と乙は、検討事項の協議及び進行管理のため連絡調整会議を設置するものとする。

2 前項の連絡調整会議の組織及び運営については、甲乙間で、別途、協議して定めるものとする。

（役割分担等）

第5条 甲と乙は、鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関して、その役割分担等については都度協議するものとする。

(費用負担)

第6条 甲と乙は、検討事項において発生する費用の負担等については、今後協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から検討事項の整備完了までとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2016年5月26日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
市長 石坂 丈一



乙 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 山木 利満



位置、範囲図

協
議
と
後
協
議
号
号

